

首都圏鉄道駅等連携「いちご王国」プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する首都圏鉄道駅等連携「いちご王国」プロモーション業務委託業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

「いちご王国・栃木」の認知度向上、県産いちごの消費拡大及び本県への誘客促進を図ることを目的として、県産いちごが旬を迎える冬期に首都圏の消費者を対象とした駅商業施設等でのプロモーションを実施する。

2 業務内容

首都圏駅商業施設等と連携した「いちご王国・栃木」フェア

首都圏に立地する駅商業施設等の飲食店において県産いちごを使用したオリジナルメニューを提供する「メニューフェア」を開催すること。また、栃木県内の観光いちご園への誘客につながるプロモーションを実施すること。

(1) メニューフェア

① フェアの概要

ア 時期

令和8（2026）年1月～2月のうち3週間程度

イ 場所

一定の集客が見込まれる首都圏鉄道駅商業施設（鉄道駅構内又は駅直結の商業施設）

ウ 規模

飲食店舗数 25店舗以上

② フェアの企画・運営

- ・フェアの企画及び運営を行うとともに、参加飲食店、商業施設等との連絡調整を行うこと。
- ・参加飲食店には必要に応じて県産いちごの提供を行うこと。なお、提供するいちごの品種、数量及び納品方法については、甲と協議の上、決定すること。
- ・参加飲食店に提供したいちごについてアンケートを実施し、その使用感や今後の取扱い意向等を調査すること。

③ フェアの広告

- ・フェアや「いちご王国・栃木」の情報を掲載したPOPデザインを製作し、サイネージ広告等により幅広く周知すること。
- ・「いちご王国総合サイト」等のWEBサイトと連携し、PRに努めること。

④ 店舗装飾物等の作成及びPR

- ・フェアに関連するPOPや装飾物等を製作し、参加店舗の装飾及びPRを行うこと。
- ・フェア参加店舗の統一感が出るように工夫すること。

(2) 観光いちご園プロモーション（独自提案）

- ・(1)と合わせて、栃木県内の観光いちご園への誘客促進に関してより効果的なプロモーションを提案し、甲と協議の上、実施すること。

3 留意事項

(1) 企画提案書の記載内容

企画提案書には、企画内容、業務スケジュール、フェア全体のイメージ及び広報計画等を記載すること。

(2) メニューフェアに係るいちご等の調達

メニューフェアの開催に当たり、農産物等を調達する際には農業団体等と十分連携の上、調整すること。

また、「いちご王国・栃木」及び県産いちごのブランド価値を損なうことのないよう、農産物の品質等について十分留意すること。

(3) その他

ア フェア実施に当たっては、「栃木県環境配慮指針」に基づき環境負荷等の軽減を図ること。
また、県、農業団体、関係機関等と十分に連携するほか、県が実施する他の事業との効果的な連携を図ること。

イ これまで訴求してきた各品種が持つイメージ（特性、ターゲット等）を踏襲したプロモーションとすること。

ウ 実施に当たっては、会場の管理者等と連携を図り、関係法令を遵守するとともに、必要に応じて所管する関係機関等と連携すること。

エ 緊急時の対応体制（地震及び火災発生時、体調不良者発生時、けが人発生時等）を作成すること。

オ 事業の効果測定（広告換算金額の算定等）を行い、報告すること。

カ フェアを中止せざるを得ない場合においても、首都圏消費者に「いちご王国・栃木」や県産いちごのイメージ定着を促すことができるよう、代替案を実施すること。

4 実施計画書及び報告書の提出

(1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、フェアの内容や活用するメディア媒体等の具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。

(2) 乙は、フェア開催期間中の実施状況を記録（写真撮影等）し、電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を甲に提出すること。

- (3) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」(任意様式)として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア(DVD等)を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。
- (4) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

5 権利の帰属

委託業務の成果に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。)は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権(著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。)を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。

6 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (2) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。
- (4) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。